

第 50 号

河川法第4条第1項の一級河川の変更に係る意見について

河川法第4条第1項の一級河川の変更について、平成29年2月1日国土交通大臣から意見を求められたので、次のとおり意見を述べる。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

那賀川水系に係る河川について、別表により河川法第4条第1項の一級河川の変更をすることに同意する。

提案理由

河川法第4条第1項の一級河川の変更をすることについて、国土交通大臣から意見を求められたので、意見を述べることにつき河川法第4条第4項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別表

那賀川水系

変 更	区 分	名 称	区 間	
			上 流 端	下 流 端
新	大 津 田 川	左岸 阿南市長生町平野十二番の二地先 右岸 同市同町一丁ガ坪二番地先	桑野川への合流点	桑野川への合流点
旧	大 津 田 川	左岸 阿南市長生町宮内平野百番一地先 右岸 同市同町宮内平野百一番二地先	桑野川への合流点	桑野川への合流点